

企業年金等の現状と課題

～厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長 吉田一生様 ご講演より～

8. 企業年金のガバナンス

企業年金のガバナンスというと、多くの方がDBのことを思い浮かべてしまうのですが、OECDの企業年金のガバナンスに関するガイドラインは、DBのみならず、DCにももちろん適用されるものです。ガバナンスというと、日本でもDBを中心に検討してきました。しかし、私が課題に思っているのは企業型DCのガバナンスです。

DBと仕組みが異なり、DCでは加入者が自ら運用方法を選び、その結果に基づいて給付を受けます。また、運営管理機関や資産管理機関が事業主と切り離されているため、どうしても事業主は掛金を拠出したら「はい、完了」という考えを持ってしまいがちです。しかし、企業型DCは退職給付制度であり、事業主が運営責任を持っている制度です。加入者が適切に資産運用できるように環境を整備する等、加入者を支援するのは退職給付制度の実施主体である事業主の責務です。運営管理機関を選ぶのは事業主の責任ですが、運営を選んで終わりではだめなのです。運用商品の選定、提示に関与できるのは事業主であるということ忘れてはいけません。加入者は与えられたラインナップからしか選べないわけですから、適切な商品をきちんと提供する責務があります。モニタリングもしなくてはならないし、コストも適正なものにしていかなくてはなりません。また、投資教育も含めてのガイドラインの提供も、事業主がやっていかなければいけないところです。

企業型DCにおいて事業主には様々な義務を課しておりますが、平成28年の改正では、運営管理機関を選び放しではなく定期的に評価を行うことに努めること、継続投資教育を行うことに努めることが事業主の義務に追加されています。運用商品の選定や見直しは、もちろん運営管理機関が一義的な責任を負いますが、加入者が真に必要なものに限って運用の方法が設定されるよう、十分に協議を行っていただき、定期的に見直しを行うことは、法令解釈通知上、事業主の責務としてきちんと書いています。

継続投資教育の実施状況についても、実施率は徐々に上がってきていますが、運用商品のモニタリングは5割程度しか行われていません。この辺りも今後の課題です。

運営管理機関の評価についても、提供しているサービスの一覧を比較できるようインターネットで公開することをお願いしているわけですが、評価自体をしているのがまだ1割程度の状況です。具体的な評価方法がわからない企業も4分の3程度ありますので、ここをしっかりと支援していこうと思っています。

指定運用方法の設定についても法律上手順を明示しましたが、施行から数年、指定運用方法について手順をきちんと踏んで設定しているのが3割ほどです。3割というところではバランス型とターゲットイヤー型も少しずつ増えてきています。

指定運用方法として元本確保型を設定している企業も多いですが、根拠があって判断されているならいいと思います。しかし、例えば投資教育が面倒だから元本確保型で、と考

ている場合は問題です。企業型DCは掛金を払うだけが事業主の責務ではありません。投資教育ができないのなら、中退共だっているわけです。企業として退職給付制度の設計において様々な選択肢がある中、企業型DCというのは、投資教育ほか忠実義務があることを認識したうえで導入していただきたいと思っています。もちろん手続き面の負担が重いという点は見直しを考えているところです。

税制優遇に関わる部分は、次の公的年金の改革に合わせて法改正した上で、運用面の見直しは法改正とは直接関係ないので、引き続き考えていきます。

そして、私的年金の将来像は、穴埋め型、日本版IRAとも言われますが、諸外国の例も参考にしながら、あるべき制度を目指していくことを考えています、ということを上げて、本日の講演を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。